

大宮駅周辺地域都市再生駐車施設配置計画運用細則

1 審査手数料及び地域貢献協力金について

(1) 審査手数料

大宮駅周辺地域都市再生駐車施設配置計画 運用マニュアルに基づき、大宮駅周辺地域駐車場ルール運用組織（以下、運用組織）が実施する駐車場配置計画の審査手数料に関し、以下①～③の規定を定める。

- ①申請者は、都市再生駐車施設配置計画の適用に伴う審査を実施する費用として、運用組織に審査手数料を支払うものとする。
- ②申請 1 件あたりの審査手数料は、運用組織と審査機関が協議を行い決定するものとする。
- ③申請者が審査結果を受け取る前に申請を取り下げた場合、審査結果を受け取った後に申請を取りやめた場合、いずれの場合においても、審査手数料は返還しない。

(2) 地域貢献協力金

配置計画の適用により附置義務台数を低減する場合には、地域貢献の実施の他、地域貢献協力金を納付での協力を可能とする。

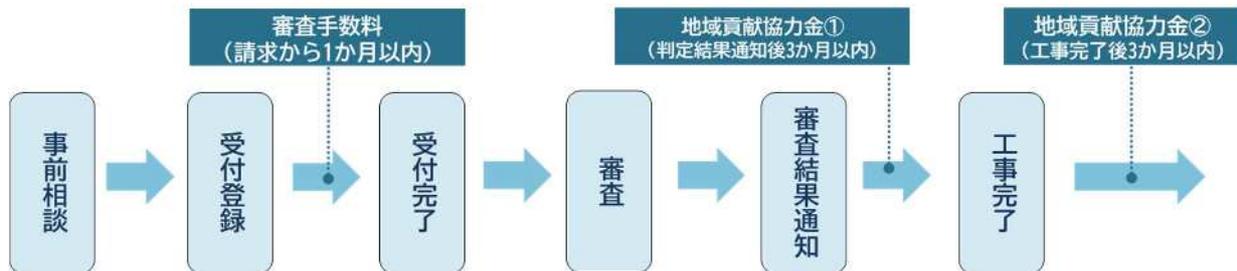
地域貢献協力金は運用組織が管理し、地域の駐車・交通対策の実施費用、配置計画の運用にかかる事務経費に充てることとし、以下①～③の規定を定める。

- ①附置義務減免台数 1 台あたり 2,000,000 円とし、減免台数の応分は申請者と運用組織・審査機関が協議を行い決定するものとする。
- ②申請者と運用組織は、地域貢献協力金の納付時期、納付額等について規定する協定書を締結する。
- ③納付された地域貢献協力金は返還しない。

(3) 審査手数料・地域貢献協力金の納付時期

審査手数料および地域貢献協力金の納付時期等は以下のとおり定める。

項目	納付時期	納付額
審査手数料	受付登録から 1 か月以内	審査手数料全額
地域貢献協力金	①判定結果通知から 3 か月以内	地域貢献協力金の 10%相当分
	②工事完了時から 3 か月以内	地域貢献協力金のうち既に支払った金額を除いた額



2 配置計画適用後の対応について

配置計画「6.計画の実効性を確保するための方策」に基づき、配置計画の適用者は、配置計画の実行性を確保するため、以下を実施する。

○駐車施設の維持管理及び駐車実態調査の実施と報告

・適用者は、駐車施設の利用状況及び確保状況を確認し、運用組織へ1年毎に報告を行う（様式-4「駐車施設の運用状況報告書」の提出）。

- － 駐車施設を隔地で確保している場合においても、集約駐車施設に設置した駐車施設の利用状況が適切に報告できるように運用・管理を行うこと
- － 駐車施設を隔地で確保している場合、駐車施設が継続して確保されていることが確認できるように、1年毎に賃貸借契約が継続していることが確認できる書類を提出すること

3 様式集

様式 1 適用申請書

様式 2 誓約書

様式 3 工事完了届

様式 4 駐車施設の運用状況報告書

様式 5 適用申請変更届出書

様式 6 適用申請承認通知書